

富士見市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき令和4年度随時監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年3月31日

富士見市監査委員 鈴 木 弘 基 印

富士見市監査委員 尾 﨑 孝 好 印

令和4年度

随時監査結果報告書

富士見市監査委員

令和4年度随時監查結果報告書

本随時監査(以下「監査」という。)は、富士見市監査委員監査基準(令和2年監査告示第3号)に準拠している。

1 監査の対象

令和3年度(以下「前年度」という。)の定例監査対象課所のうち、次の2課を監査 対象課に選定した。

- (1) 教育部 教育政策課
- (2) 教育部 学校教育課

2 監査の着眼点及び主な実施内容

前年度の施設監査の結果、検出された事項について、その改善等措置状況の確認を 行い、又必要に応じて質問を行い、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の日程及び実施場所

令和5年3月2日(木)市役所第4会議室(監査委員事務局内)

4 監査の結果

監査結果、前年度定例監査執行時に検出され指導した事務の一部が改善されていないものがあり、対応措置が不十分と思われる状況が見受けられた。

まとめ (意見)

監査の結果については、以上記述したとおりである。

今回の監査で不十分な措置が見受けられた要因として、前年度に対応を協議すると 報告していたものが、早期に対応を図っていなかったことによるものである。

むすびに、協議や検討を行うとした状況の報告については、スピード感をもって協 議し、改善していただくよう要望する。